

公表所管課長 様

まなび推進課長 大崎 伸一

会 議 要 録

名 称	西予市文化的景観保護審議会	
事 務 局	まなび推進課 三瀬有寿紗	
	電 話 0894-62-6415	
	F A X 0894-62-6564	
開 催 日 時	令和 7 年 3 月 10 日(月) 午後 2 : 00～午後 5 : 30	
開 催 場 所	狩江地域づくり活動センター2 階ホール	
出席者	委 員	上杉和央会長、宮本春樹副会長、釜床美也子委員、北山めぐみ委員、赤松悟委員、兵頭岩雄委員、宇都宮順一委員
	その他	市原富士夫主任調査官(文化庁文化財第二課) 林悠太郎学芸員(愛媛県教育委員会) 沖村智氏、佐藤文明氏(オブザーバー) 上甲恵担当係長、椽木貢誠技師(建設課まちデザイン係)
	事務局	高木邦宏課長補佐、兒玉洋志係長、三瀬有寿紗主事
議事内容(要旨)	<p>1) 令和 7 年度事業について 令和 7 年度事業計画について事務局から説明し、意見を求めた結果、誘導サイン・マップ等の整備については令和 7 年度前半頃までを目途に関係者と協議の上、適切な形で実施するようにとの意見であった。構成要素の修繕ワークショップについては、対象物件が重要な構成要素かそうでないかを踏まえながら修繕後の活用方法を地元とよく協議しておくこと。修繕の際には建物の履歴をきちんと残すようにとの意見であった。</p> <p>2) 補助金交付要綱の改正について 同一建造物において少額の修理を数回に分けて実施する</p>	

	<p>方法は狩浜地区に適しているという保護審議会の意見を踏まえ、「西予市文化的景観保護推進事業費補助金交付要綱」第17条の改正案を事務局から説明し、意見を求めた。これに対し、補助の適否は第7条の内容審査で検討できる余地があり、第17条の「1回限り」を削除しても運用に差支えないとの意見であった。改正案については引き続き事務局で検討する。</p> <p>3) 令和8年度以降の事業について 西予市の財政状況とこれを踏まえた整備計画推進案について事務局から説明。重要な構成要素の修理支援については、修理の機会を逃して滅失することがないように、外部の補助制度も検討しながら継続して行うようにとの意見であった。</p>
備 考	